

添加物に係る標準品を製造する者の登録に関する規程の一部を改正する件

○内閣府告示第百九号

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の規定に基づき、添加物に係る標準品を製造する者の登録に関する規程（平成十六年厚生労働省告示第二百十九号）の一部を次の表のように改正し、告示の日から適用する。

令和六年九月六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

(傍線部が改正箇所)

改正後	改正前
(登録) 第一条 食品、添加物等の規格基準（以下「規格基準」という。）第2 添加物の部C 試薬・試液等の項 4. 標準品に規定する内閣総理大臣の登録（以下「標準品製造登録」という。）は、<u>当該登録を受ける標準品</u>（以下「標準品」という。）の製造を行おうとする者の申請により行う。 2～6 （略） （登録の基準等） 第二条 内閣総理大臣は、前条第一項から第三項までの規定により登録を申請した者（以下この条において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の<u>全て</u>に適合しているときは、標準品製造登録をしなければならない。 一 規格基準第2 添加物の部C 試薬・試液等の項 4. 標準品に掲げる品目のうち、<u>内閣総理大臣の登録を受けた者が製造する標準品を用いることとされているものを全て製造すること。</u> 二～七 （略） 2・3 （略） 第三条～第十二条 （略）	(登録) 第一条 食品、添加物等の規格基準（以下「規格基準」という。）第2 添加物の部C 試薬・試液等の項 4. 標準品<u>の目(1)の登録</u>（以下「標準品製造登録」という。）は、<u>同目に規定する標準品</u>（以下「標準品」という。）の製造を行おうとする者の申請により行う。 2～6 （略） （登録の基準等） 第二条 内閣総理大臣は、前条第一項から第三項までの規定により登録を申請した者（以下この条において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の<u>すべて</u>に適合しているときは、標準品製造登録をしなければならない。 一 規格基準第2 添加物の部C 試薬・試液等の項 4. 標準品<u>の目(1)に掲げるすべての標準品を製造すること。</u> 二～七 （略） 2・3 （略） 第三条～第十二条 （略）